

デジタルサイネージの取り扱い方針について

1. 現状と問題点（前回（第36回）の内容）

- ・ 1-1.新しい広告媒体について

2. 市内・他市調査と今後の方向性について

- ・ 2-1.川口市のデジタルサイネージの現況調査
- ・ 2-2.他市事例の調査
- ・ 2-3.規制方針

3. 規制・誘導基準について

- ・ 3-1.規制・誘導基準イメージについて（未定稿）

令和7年8月
川口市 都市計画課

0. 要点

第37回川口市景観形成委員会の要点

目的

光害、騒音等による生活環境への影響や、交通安全上の危険性等が懸念されるデジタルサイネージについて、屋外広告物条例施行規則に定義付けを行うとともに、規制・誘導基準を策定するもの

①定義（前回）

「映像表示装置を有する広告物」として定義

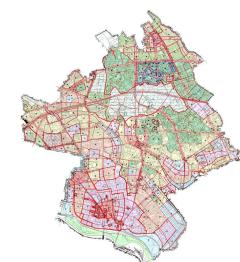
→ 他の光源を有する広告物と棲み分け

※個人情報保護の観点より写真非公開

②市内調査

川口市内のデジタルサイネージの現況調査を実施

→ 規制方法・内容の議論に活用



③規制方法

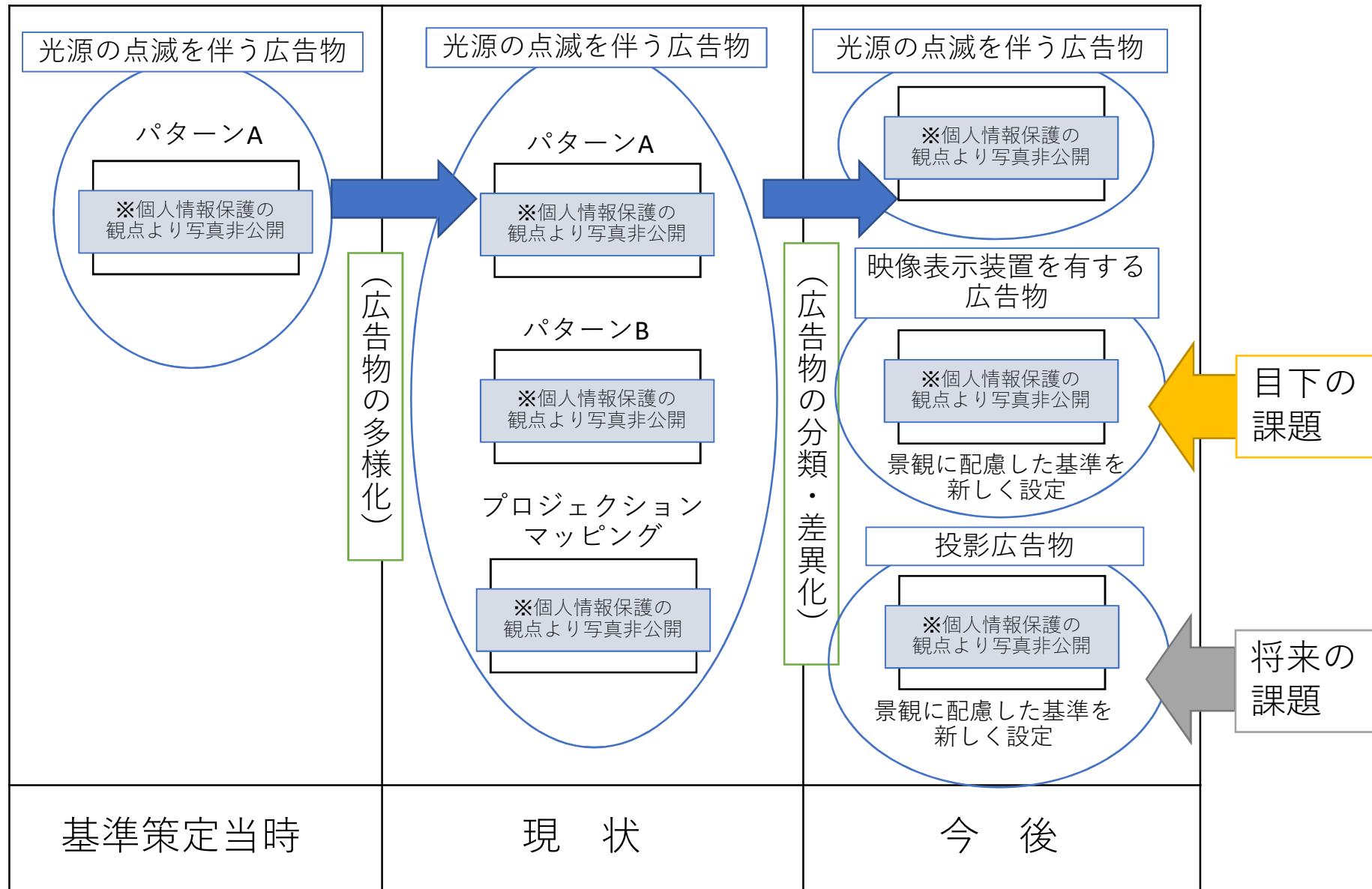
他市事例の調査

→ ガイドラインで誘導するもの
条例・規則で規制するものを分類
→ 規制の方向性を決定

輝度	ガイドラインで誘導
音	ガイドラインで誘導
画面切替速度	ガイドラインで誘導
色	ガイドラインで誘導
表示面積	屋外広告物条例施行規則で規制
設置位置	屋外広告物条例施行規則で規制

1. 現状と問題点（前回（第36回）の内容）

1-1. 新しい広告媒体について(1) 広告物の分類・差別化



1. 現状と問題点（前回（第36回）の内容）

1 – 1. 新しい広告媒体について(2) 定義

映像表示装置を有する広告物

※個人情報保護の
観点より写真非公開

光源を有する広告物のうち、ディスプレイなどの映像を表示する装置を用い、表示の内容を常時変化させることができるもの。
いわゆるデジタルサイネージ

投影広告物

※個人情報保護の
観点より写真非公開

建築物等に対し、投影装置を用いて投影し表示するもの。
いわゆるプロジェクションマッピング



規制基準においても「光源の点滅を伴う広告物」と差別化を図る

1. 現状と問題点（前回（第36回）の内容）

1-1. 新しい広告媒体について(2)

光源を有する広告物(A・B・C)

パターン	光源の点滅を伴う広告物(A)	映像表示装置を有する広告物(B)	その他光源を有する広告物(C)
写真	<p>※個人情報保護の観点より写真非公開</p>		
特徴	<ul style="list-style-type: none">光源がついたり消えたりを速い速度で繰り返すピカピカ、チカチカ赤、青、緑などの原色を用いた光源	<ul style="list-style-type: none">基本的に光った状態を保っており、緩やかな間隔で画面の切り替わりがおこなわれる原色に限らず多彩な色彩を使用	<ul style="list-style-type: none">光源がついたり消えたりせず、常に光った状態を保っている(内照式看板)文字や光源の動きがない赤、青、緑などの原色を用いた光源
影響	<ul style="list-style-type: none">地の色との輝度対比が高いものほど視覚的に影響が大きく交通安全上支障が出る光源の動きがある面積が大きければ大きいほど周囲への影響が大きい見ようとしなくとも目に入り視覚的にうるさいと感じる。	<ul style="list-style-type: none">地の色との輝度対比が高いものほど周囲に影響があるテレビのように常に動画が流れるものだと視覚的に目をひきやすく交通安全上支障が出る可能性がある音を伴う可能性がある	<ul style="list-style-type: none">地の色との輝度対比が高いものほど周囲に影響がある光源の点滅を伴う広告物と比較して視覚的にうるさいとは感じない規制基準としては通常の広告物と同じ

映像表示装置を有する広告物の問題点

生活環境や交通安全上、通常の広告物より周囲に影響を及ぼすが、光源の点滅を伴う広告物とは性質が異なるため、映像表示装置を有する広告物独自の規制基準が必要と考える。

2. 市内・他市調査と今後の方向性について

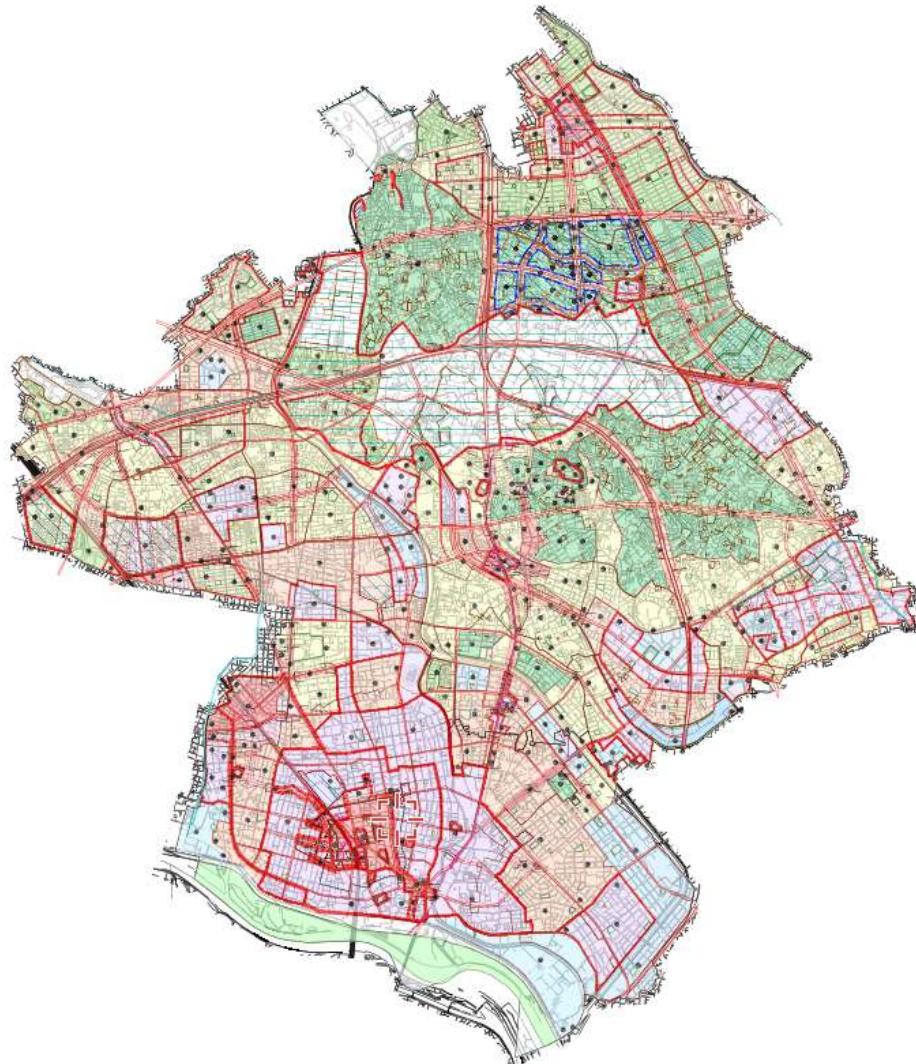
2-1. 川口市のデジタルサイネージの現況調査(1) 市内における所在・特徴

調査対象及び内容

- 調査対象：市内駅周辺、大型商業施設及び幹線道路等を中心に概ね市内全域
- 調査方法：職員による市内巡回（R7.4-6）

調査結果について

- 駅周辺はJR、SR（埼玉高速鉄道）に関わらず多く設置
- 駅周辺以外にも幹線道路、住宅地問わず市内各所に点在
- 複合施設、飲食店、パチンコ、風俗店、薬局、葬祭場、整骨院、会社PR、ガソリンスタンド等幅広い業種で活用されている
- 壁面18件、広告板23件、サインポール2件、突き出し広告5件



2. 市内・他市調査と今後の方向性について

2-1. 川口市のデジタルサイネージの現況調査(2) 壁面利用広告

※個人情報保護の観点より写真非公開

建物から独立して出す広告物

※個人情報保護の観点より写真非公開

2. 市内・他市調査と今後の方向性について

2-2. 他市事例の調査(1) 条例・規則による許可

条例・規則で許可基準を設けている自治体	横浜市	設置位置・表示面積
	名古屋市	設置位置
	京都市	表示面積（地域ごと）他のデジタルサイネージと一定距離
	広島市	表示面積（一部地域）
	一宮市	設置位置

表示面積・設置位置は法的に規制可能と考えられる

一方でこれらの自治体は音や輝度の法的な規制は無し

■ 屋外広告物法 5条（広告物の表示の方法等の基準）

（略）条例で、広告物（略）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

■ 音について法的観点及び他市への聞き取り

- 音響による広告は、上記条文の下線部の要件を満たしておらず、屋外広告物には該当しない（屋外広告の知識第五次改訂版,10頁,ぎょうせい）
- 後述するガイドラインで音に対する基準を載せている団体であっても、音については環境部局により対応している例が多かった。

■ 輝度に対して法的に明確な規制している自治体は無し

- 屋外広告物法第5条や解説書等では輝度への規制は可能と思われるが、福岡市や金沢市等法令で規制を設けている自治体も文言によるものであり、明確に数値基準を用いて規制している自治体は見あたらなかった

2. 市内・他市調査と今後の方向性について

2-2. 他市事例の調査(2) ガイドラインによる誘導

音・輝度はガイドラインにて明確に基準を設けている自治体も有

- 法的規制が難しい一方、数値を用いて誘導基準を設けている自治体は多数あった。

ガイドラインで誘導基準を設けている自治体		音	輝度
	さいたま市	全面禁止（商業エリアの例外有）	商業1000cd/m ² 、住宅800cd/m ² 、田園400cd/m ² など用途地域ごとに異なる数値基準
	浜松市	市環境保全課と協議	日中3000cd/m ² 、夜間800cd/m ²
	熊本市	周辺環境に過度な影響を及ぼさない	輝度変化の速度は緩やかに 昼夜の明るさに応じた表示
	枚方市	周囲に不快を与えない音量 音量調節ができるようにする	表示内容が見える範囲 夜間は800cd/m ²
	吹田市・鳥取市	原則禁止	夜間は800cd/m ² 以下

その他、デジタルサイネージについてガイドラインで定めている項目

その他ガイドラインで定めている項目		画面切替速度	色
	さいたま市	画面はゆっくりと切り替え、動画はゆっくりとした表現とする	信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を控える
	鳥取市	激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする	派手な高彩度色、地色の白は控える

2. 市内・他市調査と今後の方向性について

2-3. 規制方針

川口市の特徴を踏まえた検討

- 川口市は駅前、特に川口駅前にあってはマンションなどの住宅が立地しており、住・工・商が混在した土地利用となっている
→用途地域による規制は適さず、商業・工業であっても一定以上の規制が必要となる
→川口市屋外広告物条例で規定する禁止地域（市街化調整区域等）・許可地域（禁止地域以外）ごとの規制を検討
- 川口市ではすでに点滅する光源を有する広告に対して規制があり、デジタルサイネージの基準について
点滅する光源への規制基準と照らし合わせて妥当性を検討する必要がある →表示面積・位置については法的規制も

川口市は規制・誘導で総合的に対応

- 法的に規制可能と思われるところである表示面積・設置位置はしっかりと法的に規制を行い、それ以外の部分はガイドラインで誘導を行う形で総合的に対応していく

輝度	ガイドラインで誘導
音	ガイドラインで誘導
画面切替速度	ガイドラインで誘導
色	ガイドラインで誘導
表示面積	屋外広告物条例施行規則で規制
設置位置	屋外広告物条例施行規則で規制

3. 規制・誘導基準について

3-1. 規制・誘導基準イメージ（未定稿）

※本表は検討中の内容であり、意見を伺うための素案です。

	許可地域	禁止地域	根拠等
他市事例を記載。 川口市の特性なども踏まえ検討するもの。	市内の禁止地域を除く全ての地域	市街化調整区域 第一・二種低層住居専用地域 その他条例・規則で定める区域	川口市屋外広告物条例・規則
輝度 (ガイドライン)	7PM～5AMは 800cd/m ²	7PM～5AMは 400cd/m ²	光害対策ガイドライン（環境省） 埼玉県・さいたま市ガイドライン
音 (ガイドライン)	原則無音 〔商業地域：10AM～6PMは 65dB以内〕	無音とすること	75dB→埼玉県生活環境保全条例 (拡声機の基準) 65dB→さいたま市ガイドライン 原則無音→他市
画面切替速度 (ガイドライン)	画面切替の単位（静止画） 1画像の放映パターン15秒以上 動画はゆっくりとした表現とする	画面切替の単位（静止画） 1画像の放映パターン15秒以上 動画はゆっくりとした表現とする	新宿区ガイドライン さいたま市ガイドライン 鳥取市ガイドライン
色 (ガイドライン)	明度の高い白は避けること 赤・青・黄などの高彩度色は控えること	明度の高い白は避けること 赤・青・黄などの高彩度色は控えること	さいたま市ガイドライン 鳥取市ガイドライン
その他 (ガイドライン)	公衆に不快感や不安を与えるようなものは避け、地域貢献につながる活用を検討すること 設置する前に事前相談すること	公衆に不快感や不安を与えるようなものは避け、地域貢献につながる活用を検討すること 設置する前に事前相談すること	新宿区ガイドライン さいたま市ガイドライン
表示面積 (規則)	次ページ	次ページ	川口市屋外広告物条例施行規則
設置位置 (規則)	信号機前後10mの道路区域から3m以上後退	信号機前後10mの道路区域から3m以上後退	川口市屋外広告物条例施行規則

3. 規制・誘導基準について

3-1. 規制・誘導基準イメージ（未定稿）（表示面積）

※本表は検討中の内容であり、意見を伺うための素案です。

		地域	通常広告	デジタルサイネージ	光源の点滅
建物を利用して出す広告物	屋上利用広告	禁止地域	全壁面の10分の1以下	設置不可	設置不可
		許可地域	全壁面の10分の1以下	設置不可	設置不可
	壁面利用広告	禁止地域	10m ² 以下	5m ² 以下	5m ² 以下
		許可地域	一壁面あたり 5分の1以下	一壁面あたり 10分の1以下	一壁面あたり 10分の1以下
	突き出し広告	禁止地域	6m ² 以下	6m ² 以下	3m ² 以下
		許可地域	表示面積基準無し	表示面積基準無し	表示面積の 2分の1以下
建物から独立して出す広告物	サインポール ※支柱が1本	禁止地域	7m ² 以下	7m ² 以下	2m ² 以下
		許可地域	60m ² 以下	60m ² 以下	40m ² 以下
	広告板・広告塔 ※支柱が2本以上	禁止地域	10m ² 以下	10m ² 以下	5m ² 以下
		許可地域	60m ² 以下	60m ² 以下	40m ² 以下
	バス停等 上屋利用広告	禁止地域	2m ² 以下	2m ² 以下	2m ² 以下
		許可地域	2m ² 以下	2m ² 以下	2m ² 以下